

令和5年度 第4回南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 会議録

日 時：令和6年2月7日（水）午後2時～3時30分

場 所：南丹市役所2号庁舎3階301会議室

出席者：

〈委員〉

廣野委員長、吉田副委員長、塩貝委員、森委員、中村委員、
吉岡委員、植野委員、小東委員、谷口委員、大澤委員、
栗原委員、吉田委員、出野委員、庄田委員

〈事務局〉

矢田福祉保健部長

【高齢福祉課】橋本課長、竹野課長補佐、長野課長補佐、
松本係長

【保健医療課】人見係長

【地域医療室】山崎課長補佐

【南丹地域包括支援センター】本多部長

【委託業者（株）ぎょうせい】中井

〈傍聴者〉

なし

1. 開 会

橋本課長：ただ今から「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。本日の司会をさせていただきます高齢福祉課長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2. 挨拶

橋本課長：それでは、廣野委員長より、ご挨拶をいただき、引き続き協議の進行をお世話になりたいと思います。廣野委員長よろしく願いします。

委員長：委員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席を賜り有難うございます。また、平素より南丹市高齢者事業においてもご尽力を賜っております。重ねてお礼を申し上げます。

元旦から大きな揺れを感じ能登半島に大きな地震が発生いたしました。

テレビのニュース報道を見るたびに地震の怖さと生活基盤を失うことの苦しさを痛感しております。高齢者にとりましては、心身とも大きなダメージがあると思います。ましてや住み慣れた居場所を失うことは耐えがたいことだと思います。一日でも早い復旧と復興を祈るばかりです。

さて、南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定は順調に進んでいます。昨年末から年頭にかけて実施されたパブリック・コメントが終わり、多くのご意見をいただいたと聞いております。

本日は、いただいたご意見の内容について検討をしていただくこととなります。また、前回の委員会においてご指摘を賜りました修正箇所についてもご確認をお願いいたします。最後に、65歳以上高齢者の介護保険料についてですが、第9期には、13段階に分けて

徴収するとなっております。本日は、段階ごとの算定額が示されております。この介護保険料は、2月下旬に開催される南丹市議会にて承認され最終的に決定いたします。本日は、その前の最後のチェックをする場となりますので十分な審議をお願いいたします。本日も限られた時間ですが、多くのご意見をいただき有意義な委員会にさせていただくことをお願いして簡単ですが冒頭の挨拶とさせていただきます。

3. 協議事項

○南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

- ・パブリック・コメントについて
- ・第9期介護保険料について

委員長 : 「南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について」「パブリック・コメントについて」「第9期介護保険料について」を議題とし、事務局より説明してください。

事務局 : 説明前に資料の確認を行った。

- ・資料 : 南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 (原案)
- ・資料1 : パブリック・コメントの結果等について
- ・資料2 : 計画素案の修正内容

《当日追加資料》

- ・資料3 : 計画原案 (P96~97)
- ・資料4 : 第9期介護保険料 (案)

事務局 : それでは、資料番号が前後して申し訳ありませんが、最初に資料2をご覧ください。こちらの資料は、前回の策定委員会でのご意見を受けて、また、事務局にて修正等が必要と判断した部分について、計画素案を修正させていただいた内容をまとめたものです。一部を抜粋して、簡単にご報告をいたします。

2ページの計画策定の背景と趣旨では、最初の段落で「国の人口や高齢化率等」について、令和5年1月1日現在の数値(直近の公表数値)に改めました。

次に32ページと58ページでは、委員会でのご意見により、「認知症基本法」の表記を、法律の正式名称である「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(通称:認知症基本法)」に改めました。

38ページの達成指標では、基本目標2の基本施策5「3健診受診率」で第8期の現状値と第9期の目標値を見直しました。特に第9期の目標値は、令和5年度策定中の「南丹市国民健康保険データヘルス計画」との整合を図り、40~74歳の健診受診率を60%から51%に修正しました。これに伴い、51ページの「健診受診率」の実績と目標の表の数値についても見直し、整合を図っております。

45ページでは、施策2「高齢者の住まいの確保(養護老人ホーム)」において、委員会で『高齢者の計画であるので、「高齢者をはじめとする」という表現が必要なのか。』とのご意見を受けて、「高齢者をはじめとする」という部分を削除し、「居住に課題を抱える方」に修正しました。また、複数ある「高齢者の住まい」という表現を一部削りました。

54ページ、「後期高齢者の特性を踏まえた健康づくり」の実績と目標の表において、4

行目「健康状態不明者の状態把握」の項目について、欄外に「健康状態不明者」の注釈を追記しました。また、目標値を段階的に高めていくため、令和7年度を100%から95%に見直しました。

63ページでは、施策1の表題を「介護予防サービスの取組」としておりましたが、委員会でのご指摘を受け、このページに記載のある「生活支援サービス」についても、表題に加え、「介護予防・生活支援サービスの取組」としました。

最後に、65・66ページの、「介護保険外の在宅福祉サービス」についてです。計画素案では、事業2を「訪問理美容サービス事業」としておりましたが、令和6年度に向けて市全体で事業の見直しを行う中、「訪問理美容サービス事業」は、次年度以降は事業を実施しない見込みとなりました。したがって、この事業を計画から削除をし、素案での事業3「あんしん見守りシステム事業」を事業2にし、以降の事業番号を繰り上げております。また、66ページの実績の表に記載しておりました「訪問理美容サービス延べ利用件数」も削除しております。以上、簡単ではありますが、[資料2](#)の説明とさせていただきます。

事務局 : つづいて、[資料1](#)をご覧ください。計画素案について、去る12月25日～1月15日までパブリック・コメントを実施し、大きく5つの項目について、13のご意見をいただきました。資料の左側には、「いただいたご意見」、右側には、「ご意見に対する市の考え方や対応」について記載しています。「ご意見に対する市の考え方」には、ご意見で①『～を記述してほしい。』という内容には、「～の理由により、記述をする・しない」としてあります。また、②『施策をこのようにしてほしい。』という、「要望」を含む内容については、市での対応状況などをお答えしています。③また、市の「地域防災計画」「地域福祉計画」等の上位計画において記載がされる内容は、本計画では、内容の整合は図るものの、「改めての詳細な記載は行わない。」ことを基本に考えています。

1ページをご覧ください。41ページ、基本施策1「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策2「地域のネットワークの充実」について、①～③のご意見をいただき、『地域ぐるみの見守り体制に「区」や「ふれあい委員」、「市外にいる親族」を加えたらどうか。』というものです。これに対しては、上位計画である「第4期南丹市地域福祉計画」においても「見守り活動の充実」という項目があるため、この部分と整合を図り、「ふれあい委員」「区」を追記して、緑枠の文面に修正しています。なお、見守り体制には、市内・市外を問わず家族・親族は当然含まれていると理解しているため、「市外にいる親族」の追記はしていません。

2ページに移り、2つ目の項目は48ページ、基本施策4「高齢者の安心・安全の確保」の施策1「防災対策・災害時の支援体制の構築」では、④～⑦の4つのご意見をいただきました。意見④では、「災害時要配慮者支援台帳」の登録率のアップ対策を、意見⑤では、「個別支援台帳の整備と地域への働き掛けを進める。」ことの記述が必要との意見です。また、意見⑥は、災害時の「福祉避難所」の利用に関する意見です。市の考え方として、④の災害時要配慮者支援台帳の登録は、本人の意思によるもので、登録要件も「65歳以上の一人暮らし高齢者」など、幅広く設定しています。「登録不要」とされる方も一定数ある状況で、登録不要者を対象者から除くと登録率は約6割に上昇します。このような状況から、記載内容の変更はしませんが、今後も真に必要な方が登録されるよう、要配慮者の把握に努めるとしてあります。⑤の「個別支援台帳の整備・地域への働き掛け」、⑥「福祉

避難所の利用」については、「地域福祉計画の（P29-30）⑤地域防災力の強化」の部分と整合を図り、施策1「防災対策・災害時の支援体制の構築」の大きな目標として「災害時における高齢者への支援の充実を図る」との表現で記載しておりますので、支援内容について、個々に詳細な記載はしないこととします。また、地域福祉計画では、「地域において災害時要配慮者支援台帳が個々の支援に具体的に活用されるように働きかける。」としており、福祉避難所についても、資料に記載のとおり、災害時の状況に合わせて対応していくとしています。意見⑦は、高齢者宅の防火についての記述を求める意見です。この点については、48ページ、施策1の本文の一部を、資料の緑枠のように修正しております。資料の3ページをお願いします。50・51ページ、基本施策5の施策1「健康管理・健康づくり」では、⑧・⑨の2つのご意見をいただきました。意見⑧は、「独居・高齢者世帯への健康に係るアプローチ」を求めるご意見ですが、市では、独居・高齢者世帯に限らず、必要に応じて保健師等による訪問相談や健康指導等を実施し、高齢者の健康の維持・改善に向けて取り組んでおります。また、意見⑨は、健診受診率のアップ対策の記述を求めるご意見ですが、南丹市が力を入れている「なんたん健康ポイント事業」では健診を受診するとポイントが獲得できる仕組みがあり、受診率アップにつながる事業の一つであると考えております。したがって、意見⑧⑨による「記載の変更はなし」としてあります。

62ページ、基本施策8「高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進」の施策3「成年後見制度の利用促進・啓発」で⑩・⑪の2つのご意見をいただきました。意見⑩では、「社会福祉協議会の法人後見活動」の記述、意見⑪では、「判断力に不安があるが、成年後見制度を利用しない方への支援」の記述を求めるものです。意見⑩に対応しては、「社会福祉協議会の法人後見活動」を追記し、資料の緑枠のように修正しております。意見⑪については、上位計画の「地域福祉計画（P51）①権利擁護機能の強化」において、「判断能力が十分でない方を支える多様なしくみづくり」とあり、本計画においても考え方を共有しながら支援に努めるため、「記載の変更はなし」としてあります。

最後に、資料の4ページをお願いします。5つ目の項目は、69・70ページ、基本施策12の施策1「介護人材確保の取組」で、⑫・⑬の2つのご意見をいただきました。意見⑫では、「人材確保に係る現状以上の取組」の記述、意見⑬では、「外国人材の採用促進等」の記述を求めるものです。意見⑫については、第8期計画期間に立ち上げた事業が効果的に活用されるよう、第9期では事業者との連携を強化し、事業の見直し、事業者の意向を踏まえた施策の実現を目指しており「記載の変更はしない」ことにしています。意見⑬では、70ページ、施策1「人材の掘り起し」の本文の一部を、資料の緑枠のように修正しております。以上、**資料1**パブリック・コメント等の結果についてのご説明とします。

事務局： つづいて、計画原案、「第3部 介護サービス事業量の見込み」についてです。また、本日、机上配布させていただきました**資料3**は、計画原案の96・97ページに対応するものです。合わせて、**資料4**は第8期と第9期介護保険料の比較となっております。その都度、資料のご案内をさせていただきます。第9期介護保険料については、前回の委員会にて、金額以外の内容を簡単に説明をさせていただいたところですが、検討中・調整中の部分も多くありました。今回、第9期計画期間に必要な介護給付費等を精査し、介護保険料の最終（案）がまとまりましたので、ご説明いたします。

計画原案をご準備ください。第3部の構成ですが、77ページの「介護保険料算定の流れ」

から83ページの「要介護（要支援）認定者数」については、実績等に伴う若干の数値調整等を行いました。大きな変更はありません。

少し飛びますが、90ページをご覧ください。第9期計画期間中、介護保険事業を運営するために必要となる費用の試算となります。令和6年度の介護報酬のプラス改定や、第8期計画でサービス実績を踏まえ、令和6～8年度のサービスの見込量、事業費（給付費）の見込みを再度精査し、第9期計画期間中に必要と見込まれる「総費用」を算出しております。令和6年度の介護報酬改定が、物価高騰対策や介護人材の処遇改善等に伴い、2.04%の大幅増とされていることや、コロナが第5類となったことで、介護サービス利用が増加に転じる想定であること、第1号被保険者数の減少、要介護認定者数等の推移を含め、試算しました。表の上段、「標準給付費見込額（A）」は、第9期（3年間）の介護サービス費の見込み額として、約122億円。また、中段の、地域支援事業費（B）は約7億円を見込み、3年合計として、約129億円を見込みました。これは、第8期計画の約125億円の約3%増の水準となります。

続いて、保険料段階についてです。計画原案は93ページ、合わせて資料4 第9期介護保険料（案）をご準備ください。12月の策定委員会では、その時点での保険料段階（案）をお示ししたところですが、その後、国が示す標準的な保険料段階と所得金額が決定しました。国による改正の大きな方向性としては、高所得の方から所得に応じた保険料を納付いただき、その分を低所得者の保険料軽減に充てるというものです。南丹市では、国と同じ内容で保険料段階を設定するよう考えております。資料4は、第8期と第9期の保険料を比較した内容となります。12月の委員会の時点での「保険料段階ごとの所得金額」と、「基準額に対する割合」から、今回変更がありましたが、最終の金額でご説明します。

第9段階の所得金額は、第8期の「320万円以上400万円未満」から第9期の「320万円以上420万円に変更、

第10段階は、「400万円以上600万円未満」から「420万円以上520万円未満」に、

第11段階は、「600万円以上」から「520万円以上620万円未満」に、

第12段階以降は新たに段階を設定し、「620万円以上720万円未満」に、

そして、「720万円以上」を第13段階に変更しようとするものです。

合わせて、それぞれの段階に対する「基準額に対する割合」についても見直されました。

第1段階は、基準額に対し、第8期「0.50」から第9期「0.455」に、

第2段階は、「0.75」から「0.685」に、

第3段階は、「0.75」から「0.69」に、

第10段階は、「1.8」から「1.9」に、

第11段階は、「2.0」から「2.1」に、

第12段階（新設）は、第8期の第11段階と比較して、「2.0」から「2.3」に、

第13段階（新設）も、第8期の第11段階と比較して、「2.0」から「2.4」にしようとするものです。なお、第4段階～第9段階の「基準額に対する割合」は変更ありません。

第9期計画の第5段階をご覧ください、いわゆる介護保険料の基準となる額は、「月額 6,860円（+500円）（+7.9%）、年額 82,320円（+6,000円）」としています。他の段階については、基準額に保険料段階ごとの「基準額に対する割合」を掛けた額となります。

続いて、計画原案 92ページをご覧ください。中段の、介護保険給付費準備基金についてです。準備基金は、介護保険料に余剰が生じた場合に積み立て、必要に応じて取り崩すことで、適正な介護保険料の算定や、介護保険財政の安定化を図っております。南丹市では、令和5年度末での約2億6千万円の基金残高を見込んでおります。第9期計画では、介護保険料の余剰分のすみやかな還元と、介護保険料の抑制も踏まえて、残高の約半分にあたる、1億3千万円を取崩し、保険料に充当したいと考えております。また、基金をさらに取り崩し、第9期保険料を一時的に抑制することは計算上は可能ですが、①介護給付費の増加への対応、②要介護認定者、サービス利用者の増加、③第9期以降の保険料高騰への対応などを踏まえ、基金を一定額は保有したいと考えております。なお、基金残高を1億3千万円とした場合、第9期計画の介護給付費が計画対比で、約5%程度増の範囲であれば対応可能であると試算しています。

最後に、**資料3** 96ページをご覧ください。こちらには、保険料基準額などの記載をしております。下段の表の①保険料収納必要額 25億2265万5000円は、令和6年度～8年度の3年間で、第1号被保険者の介護保険料で賄うべき金額となります。②保険料納付率を99.0%と見込んでいます。そして、③3年間の所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数 30,955人で、割った金額が「保険料基準額 月額6,860円」となります。保険料の構成をまとめた、一番下の表で、下から3行目「保険料収納必要額（月額）」をご覧くださいと、月額7,213円とあります。これは、第9期計画での給付額等から算出される基準額で、準備基金を充当しなかった場合の金額となります。そして、基金を1億3千万円充当することにより、(▲)353円を抑制することができた結果、基準額は、月額6,860円と算定しております。

以上、説明とさせていただきます。

質疑・意見等

- 委員長 : ありがとうございます。事務局から協議事項3項目について説明がありましたが、ご質問等あれば挙手をお願いします。
- 委員A : 41ページで、パブリック・コメントを受けて部分的な修正があったということに関連して、施策2の見出しの後、4行目に、「住民同士のつながりやふれあい委員による訪問、定期的に」云々とかあり、ふれあい委員という言葉がここではある。「今後さらに…」というところでは、『ふれあい委員、区』という言葉が、加えられるということだが、高齢福祉課は、「ふれあい委員」について、現状がどうであって、どのような課題があるのか、あるいはどのような行動があるのか、その辺りをどう評価されているのか。
- 事務局 : ふれあい委員は、社会福祉協議会が委嘱をされている委員で、各地域に1人から3人程度、地域の人数により委嘱をされており、それぞれの地域で地域住民の見守りや、地域の住民のつながりづくりなどにご尽力をいただいている方と認識をしております。活動内容としては、民生委員と重なる部分もありますが、やはり違うところもありまして、民生委員は京都府の非常勤の地方公務員で守秘義務があり、市の行政の業務を受け持っていていただく部分も大きいと感じております。ふれあい委員の中でも、地域により活動内容が、様々であるという課題は認識しているところですが、社会福祉協議会により、新しい委員には研修などを進めていただいていると認識をしております。

委員A : 事務局のお答えでは、実態をあまり知られていないという気がする。近隣の方の活動についてはご存知かもしれないが、市内4町それぞれに、ふれあい委員の成り立ちが違うと思う。活動内容も違う。地域への入り方や「見守りを基本にする」という目標そのものは変わらないと思うが、関わり方が随分違うように思う。私は●●町のことしか分からないが、何度か社協の事務所とやり取りをして、ふれあい委員の課題や、助けてもらっていること、そのプラス、マイナスの両面を何度かお伝えしている。しかし、なかなか答えが返ってこない。しびれを切らして、過去何年間に渡って、定例会なり個別の懇談会なりグループ別の話し合いの中で、ふれあい委員に関して、民生委員が感じる内容を取りまとめたものを文書にして事務局に渡した。その答えがなかなか返ってこない。それが現実で、随分助けられてると評価をする民生委員もあれば、顔も見たこともないという人もおられる。4町それぞれ違うと思うが、例えば●●町の場合は民生委員の6割が複数の区を担当している。自分の住まいの区についてはなんとなく分かるが、隣の区、兼務している区についてはどんな方がお住まいで、どのような事情を抱えておられるのかが分かりにくい。その意味では、ふれあい委員にその区の事情というのを教えてほしいし、また事があれば一緒になって活動したいという思いを持つて委員がほとんどである。ふれあい委員が活動されてない、あるいは情報のやり取りがない、普段の交流がないのであれば、普段から民生委員とふれあい委員が何度か会合を持って情報交換するなりということをやればいいのかというお話があるが、●●町の場合は2か月に1回、ふれあい委員と民生委員とが語り合うとか、区の事情を交換し合う場がある。しかし、他の3町では、年に1回ふれあい委員と民生委員とのやり取りがあればいい方だということも聞いている。先だって200号記念の事業があったり●●町の場合は、民生委員とふれあい委員が一緒になって、その安心・安全情報というものを配っているという話も聞いている。したがって、活動が様々な状況で、この「地域のネットワークづくり」について、ふれあい委員が中心的な書き方がなされると、もう少し違う言い方があるのではと思ったことが1つ。

もう1つは、ふれあい委員も民生委員も区長から頼まれて、「じゃあやりましょうか」という、そういう関係で、名前が挙がってきているにもかかわらず、区長の場合は毎年交代される。ふれあい委員の場合は2年に1回半分交代で、民生委員は3年で交代となる。そうすると、区との関わりが非常に薄くなっている、あるいは丸投げされてる。そういう意味で、区長や役員との関わりが非常に課題があり、関わり方が一番しんどいという民生委員がほとんどである。良好な関係を築けているところもあるが、そのような実態を踏まえた書き方にしていけないのではないかと思う。

関連して、福祉相談課の答えだと思うが、災害時要配慮者支援台帳の件について、南丹市の考え方として、「要配慮者の把握に努めます。」と最後に書いてある。これは前回の会議で私が、登録率が47%に上がったということに対し、非常に評価した言い方をしたが、それでもこの意見を寄せられた方は半分に満たないと、不足を感じておられている。そういう意味では、非常に、期待のある代わりに現状に不満があるということを考えて時に、単純に「把握に努めます。」という書き方、あるいは⑤の回答の「働きかけます。」という書き方は、これだけでいいのかと思う。具体的にどうするのかを示さないと、意見を寄せられた方に対しての答えにならないではないか。だから今までと同じような書き方が残っているように思う。その点についてはいかがか。もう1つ、加えて危機管理室の関わり方がほとんど書いてない。この台帳に関して、私はそこが先頭に立つべきだと思う。福祉の

観点から福祉相談課が事務担当なのは理解はできるが、普段の危機管理室の関わりがほとんど見えない。その辺ももっと突っ込んでいくべきではないかと考えている。

事務局 : ふれあい委員は、社会福祉協議会が委嘱をされている委員で、その方が地域の中で見守り活動などをしていただいています。民生委員と情報共有をしながら進められているところもあれば、全く、連携がされていないところもあるのは確かです。それを、課題として見ていただいていると思います。

委員長 : 生活圏域によって、(ふれあい委員の) 関わりや仕事に格差があり、コミュニケーション、連携が大事だということ言われたと思う。パブリック・コメントでの意見があつて、委員からも意見がでました。こういうご意見が出たことを受け止めて対応するのは社協ですか。各地域によって異なることをどのようにしてまとめていくかは、どこが中心になるんでしょうか。

事務局 : ふれあい委員は社協が任命、委嘱をされています。民生委員は、市が事務局を持っていますが、京都府の非常勤職員ということになります。地域福祉計画の中にもありますが、ふれあい委員と民生委員の連携が大事だということは分かっていますが、できていないところもあります。そこを深めていかなければいけないということで、地域福祉計画では、市からの働きかけや社協からの働きかけをし、連携を進めていく、働きかけていくことをやっております。

委員長 : 大雑把な言い方になりますが、「それを実行するためにはどうするか」いうことをおっしゃったのかなと受け取ったが、その中心になるところは、ふれあい委員を任命する社協になるのですか。

事務局 : ふれあい委員のことについては、社会福祉協議会になると思う。どういうことをしていただきたいかというところは、(社協が) 研修会などで揃えておられると思います。社協からお話があらばうれしいのですが。

委員長 : 行政の施策は京都府と市町等の作業で同じことを平行的にされることがよくありますよね。役員も充て所が違ったりとか、仕事もかぶさっていて。ただ、そういう方を連携して、良いようにつなげていくのは誰がするのですか。

委員A : 委員長は、中身を非常に上手に整理をいただいている。課題としては、高齢者福祉を担う高齢福祉課と地域福祉を担う実戦部隊としての社協が両輪となるが、その連携はどうなっているのか。福祉相談課の言うことと高齢福祉課の言うことと社協の言うことと、ちょっとずつずれているのではないかと。協議会があれば何らかの調整ができるのかもかもしれないが、原案を現況を踏まえた書き方にしていけば、そのあたりをどう評価した上でこの書き方なのかということがもうひとつ探れないので、ひと工夫ありませんかということが1つ。それから、「区やふれあい委員について書いてほしい」というパブリック・コメントの意見を踏まえて書き加えてありますが、その書き加える前提となる課題をどう評価した上で書き加えているのかということが読み取れないのでお聞きした。

端的な例を挙げれば、区長は1年、ふれあい委員は2年、民生委員は3年任期で、それぞれのずれが生じ、そこでうまくいってないことがあることを申し上げたのは、その辺なんかもある。あるいは、その人を推薦して、それっきりで任せっきりになつてる現実に対して、行政として役を担う方々にどう働きかけていくのか。何とか行政から働きかけてほし

いという強い意見もある。あるいは、区に働きかけてほしいこともある。区長は日々大変なお仕事をされた上で区の事務をされていることを考えれば、超過負担になっていると思いつつも、やはり区のトップとして動いてもらうためには、行政あたりからの働きかけももっといのではないかという意見があちこちで出ていますので見解をお聞きしたかったというのが1つ。また、支援台帳についてはどうか。

事務局 : 支援台帳については、数字的には6割近くまで上昇していると言わせていただきましたがさらに、毎年、該当する条件に合う人について勸奨をしており、内容につきましても、2年に一度は内容を確認して、整備をしていると聞いております。さらに、今までに勸奨し、その時には登録の希望がなかったという方に対しても再度勸奨するようにしたり、新しい取組もしております。

6割まで上昇している現状もありますので、このような取組を進めていく中で、さらに真に必要な方についての登録を進めていきたいということで書かせていただいております。この登録に関しましては、民生委員に大変お世話になっており、やはり地域のことを知っておられるのは民生委員だということで、登録の勸奨、声かけ、気づいた方には声かけをしていただくことをお願いしているところです。市から通知を送らせていただくのは、住民票に基づいた対象の方になりますので、実際にはご家族で暮らされているけれども、世帯分離をされていて、1人暮らしという状況の方や、逆に一緒に住まわれていることになっているのに、実際は施設に入られていたり、日中独居になっておられる現状もありますので、身近なところで、気づいた方に声をかけていただくようお願いしているところです。このように、身近なところからの声かけによって、さらに登録率が上がっていくように進めたいと思っております。

委員A : おっしゃった通りだと思うが、基本的には、要件として本人の意思により行いますというところが非常に大きなネックになっているし、行政としては言い訳になってると私は感じている。郵送での勸奨は、大変な手間を取ってやっていることはよく分かるが、年1回のことで、1月の終わりから2月の頭にかけて、勸奨の案内を送って、それっきりとなる。あとは、●●町の例でいえば、毎年1回は支援台帳についての広報をしている。●●町全世帯に配られる民事協の広報誌に1ページを使っている。そのような取組は市としてはどうか。あるいは危機管理室としてどうか。それで、先ほどは危機管理室の名前を挙げた。台帳が大事だということであれば、それはもっとももっといろんな手を尽くして取組を進めなければならないし、形だけあったらいいというのであれば、私たち民生委員は手を引きません。はっきり言って。投げっぱなしなので、ここに書いてあるように、「配慮者の把握に努めます」や「具体的に活用されるように働きかけます」とはいうけれど、何をやるんですかということが見えない。何年も何年も、例えば支援台帳のことについても、●●町のある地域で、台帳登録を進めましょう、そのためにこんなことをやりましょう、地域防災をこのように考えましょうということで取組を進めてきたけれど、取組を進めた最初は、「台帳って何？」という区長がほとんどだった。5年かかった。今は、前年の区長から現在の区長へ、取組の内容が引き継がれるようになってきた。だから、敢えていろいろなことを言わなくても、下地ができています。今回はこういうことをしましょうということ提案すれば、そのように動いてもらえるようになってきた。これは小さな区域での取組でも時間がかかる。だから、段階を踏んでそういう取組を進めていくのに、どこがリードするのか、危機管理室と違うのかと私は思っている。

事務的には福祉相談課が担当してるかもしれないが、福祉の側面から把握していこうという趣旨で福祉相談課が担当しているとしたら、全市的な危機管理をするのは危機管理室と違うのか。ここが全然前に出てきておらず、顔が見えないことがよく分からないところ。だから、その辺も計画を改めて作るという時には示していかないと、ほとんどの関わりを持たない市民にとっては、何をしているんだろうということにならないかという懸念を持ってる。

事務局 : ご指摘のように福祉のサイドで主に動いているということがあります。ただ、説明させていただいたとおり、南丹市地域防災計画と連動して進めていくということで、防災に関する主なところは、危機管理対策室にもなっておりますので、そこも調整しながら、進めていきたいと思えます。

委員長 : このことは、おっしゃった違う計画に出てくるんですね。地域防災計画ですか。

事務局 : 南丹市の防災に関する大きな計画がありますが、その中の一部が、福祉の方の要配慮者への対応になります。もちろん上位計画を担当する危機管理対策室とも連携をしながら、どのように登録者を増やしていくか、本当に必要な方の登録を増やそうというところを、進めていきたいと思えます。担当部署に今回のご意見、お伝えさせていただきたいと思えます。

委員長 : 具体的なこととあるので、それを書かれたらいいのではないかと。南丹市の考え方のコメントについて、少し異議があったと思うので、もう少し見えるようにできないかなと思う。地震があった後なので、災害時という問題が非常に見えてきます。前から出ていますが登録率は低いのですか、相対的にどうですか。50%で低いと見るのか、ずっと上がってきたと見るのかという話があったと思えますが、京都府下の各自治体はどうなっていますか。

事務局 : 各町でそれぞれのやり方があります。もちろん、障がいや要介護度がどれ以上という方だけを対象とするのであれば、その方に向けての登録を進めて100%に持っていくことは可能だと思いますが、南丹市の場合、65歳以上高齢者の方、75歳以上の高齢者世帯と、昔から対象者をすごく広く取っており、本人希望もあり100%ということは難しいと思えます。

ただ、少しずつ取組を進めており、民生委員や区長、ケアマネージャーからも、登録について言っていただくことも増えてきております。この方が登録したらどうかなということも言っていただくこともありますので、こういう身近なところから制度の趣旨を分かっていたら、繋げていくことが必要と思えます。登録率というのは、何%以上になれば十分だということはないと思えます。

委員長 : 委員の話聞いてもっともという部分もあります。どうしていいのかわかりませんが、この件については、簡単に答えが出ないと思えますので、もう少しこちらも勉強させていただきたいと思えますし、また議論する場があれば議論いただくことにしたいと思えます。今回は、このパブリック・コメントに対する答えとして、もう少し工夫のある文言と言いますか、ある程度、具体的なことが分かるような書き方ができるのであれば、そのようにしていただくということをお願いいたします。

事務局 : 他の部署にも関わりますので内部調整をしまして、どこまで記載できるかいうことを工夫してみたいと思えますので、預けていただければと思えます。

委員長 : 委員の貴重なご意見でございますので、その意を組み入れた書き方というのは、必要と思えました。これからも、またこういう場で、福祉の立場で必要なところについて、協議い

ただければいいかと思えます。この辺で、まとめとさせていただきたい。

委員長 : パブリック・コメントの考え方は、ホームページに載せられるのですか。今日、話し合ったわけですが、工夫された文面はそこを見れば分かるのですね。

事務局 : 委員長にもご意見をいただきたいと思っています。

事務局 : 今、委員長に言っていただいたように、担当課で案を考え、委員長にもこういう形で修正していいかの確認を取らしてもらい、その内容については、委員の皆さんにも内容を送らせてもらうことは事務的にできますので、委員にも、委員長との確認後、こういう形で掲載させてもらうことになったとお伝えするよう取り組んでいきたいと思えます。

委員長 : 1つでも、意見を汲んで、前向きに行ければいいと思う。時間をかける猶予はないのかも分かりませんがよろしくお願ひします。

委員A : 前回の委員会でお尋ねしたことについて、今日は説明がなかったので、改めてお聞きしたいと思う。高齢福祉課と包括支援センターとの関わりは、どのような関わりになっているのか、まず教えていただきたい。

事務局 : 南丹市が包括支援センターの運営を社会福祉協議会に委託をしております。高齢者に関する相談全般を包括の方で受けていただき、高齢福祉課と連携しながら動いているところです。

委員A : 前回の会議では、38ページの「地域包括ケアシステムの進化・推進」という基本政策1のところで、「地域包括支援センターの認知度が9期の3年間をかけた目標として30.3%と書いてあるが、それでいいのですか。」ということ聞いた。その時の答えとしては、他の項目と同じようにプラス5ポイントにしましたという答えだけだった。この高齢者福祉計画も基本が地域包括ケアシステムの確立にあるというのならば、その実動部隊の包括支援センターの役割は非常に大事だと私は読み取ったが、その認知度が3年後の目標に10人のうち3人、今は10人のうち2人半とある。先ほどの支援台帳で言えば47%でも低いという市民がある。私の個人的な考えで言うと、2人に1人が知っているような状態になれば、もっともっと何かの際には相談できる人が身近にいるような状態ができるだろうから、その活躍の場というのはもっと広がると思う。そういう意味で言うと、今から3年後の目標が、10人のうち3人しかとあえて言ったが、目標の設定が、この前の説明のようにプラス5、他の項目と同じようにしたという説明だけでいいんですかという風に思う。

なぜなら、この計画の基本・中核を担うのは包括支援センターだと読み取ったので。そうすると、その中核を担うべきセンターが10人に3人しか知らないという存在で、本当に大丈夫かと思う。

具体例を言うと、●●町の民生委員の場合は、会議の場でいろいろな課題が出てきた時に、「何かあったら包括支援センターに相談しいや。」と言っている。

福祉の窓口としての福祉相談課は当然あるが、いきなり「高齢福祉課とか社会福祉課とか子育て支援課に聞いたらいい。」とは言っていない。「何か分からないこと、困ったことがあったら、包括に相談しいや。そうしたらどっちに行ったらいい、こうしたらいいという指示をしてもらえし、アドバイスがもらえる。」と言っている。そういう風にして、年に2回ぐらいは包括とのやり取りをグループ別であったり、全体であったりして取り組んできた。そういう意味で、包括は非常に頼りにしてる存在で、それが「10人に3人の認知度が目標であるということであっていいのか。」ということ。身近に、「こんなことだったら、

民生委員を通さずとも、包括に行き相談してきたら。」と一声かけられる人が2人に1人いれば、もっと、気安く相談もできるだろうし、さっきのバブコメの中にもあったように、認知症とは認定されないかも分からないが、それに近い人がどうしたらいいか迷っている。けれども、いろんなことを考えて相談もできないような状態にある。そういう場合の声かけ先がもっと気安く分かると思う。

委員長 : 私も確かにそういう相談の時、必ず地域包括支援センターをお知らせしています。草の根的な広報が大事で、包括支援センターが誕生した時から、広報が一番大事なのは皆さん周知の上です。それで、今回気になって、事務局とも色々相談しましたが、「認知度」となると、名前だけではなく、中身、具体的にどのようなことをやってるかというところまでを把握するという意味です。また、「知名度」という考え方もあると思う。アンケートの選択肢には、『電話番号を知っている』『名前を知ってる』『場所』などがあります。そこで「知名度」という見方をしたらどうなんだったということを事務局に問い合わせたところ、50%弱増えることになります。「知名度」という部分だけで。それに、「認知度」を足すと70%まで増えます。やっぱり大事なのは利用につながる広報だと、私は事務局と相談しながら感じたのですが、それぐらいの「知名度」はあるということです。簡単に言えば、具体的なことを知らなくても、高齢者を守るための地域包括ケアのコンダクターのようなところですから、包括を知っていれば、何らかの形でそこへ声かけすれば繋がっていきま。認知度としてしまうから、数字は低くなるけれども、やっぱり高齢者の方でそこまでの理解というのはなかなか難しいと思う。だから名前を知っているだけでもそこへ繋がっていく可能性がある。

いずれにしろ、頭打ちの状態、第7期・第8期・第9期ほとんど変わっていない。知らない人は20%で、無回答が10%ぐらい。

委員が言われるとおり、広報が大事で、私らも草の根的な広報、お知らせはしています。委員もされている。そういった方がこの委員の中でも皆さん増えてくればいいということだと思し、やっぱりインパクトのある利用につながるような広報をしていただくということが大事だと思う。実は、地域包括支援センター運営協議会があるので、そのような場で是非ともアイデアがあれば、工夫があれば、議論していただき、より上へ、3年間かけて上げていくわけですから、そういうことを考えていけばいいと思う。

もう1つは、アンケートの仕方、設問の取り方です。これをもう少し考えた方がよいと思います。「あなたは地域包括支援センターを知ってるのかどうか」ということから切り出して、それで、その後に具体的な「知っている方にお聞きします。」「どのようなことを知っているか。」「多数、複数でも構わないから○してください。」というような設問にして、包括の中身を書けばいいのではないかと。そうすると、アンケートを見た人が内容を読むことで、広報になるわけです。その他にも色々な工夫があると思うので、利用につながるような広報を是非していただきたいと思います。

事務局 : 委員から、ご意見いただいた部分につきましては、まず原案で言いますと38ページ達成指標のところになります。こちらの地域包括支援センターの認知度について、現状値、第8期は25.3%ですが、それを5%向上させていきたいという内容ではございます。そもそもこの25.3%は、どのような数値かというところをお知らせさせていただきますと、昨年度実施しましたアンケート調査で、65歳以上の方へのアンケート調査1829人のご回答をいただいた部分でございます。その設問としては、「地域包括支援センターを

知っているか」という設問ですが、その選択肢を順番に言わせていただきますと、「相談等で利用したことがある」「どのような時に利用できるか知っている」「場所または連絡先は知っている」「名前は聞いたことがあるが、場所や連絡先は知らない」、あと「知らない」と「無回答」でございます。こちらの25.3%というのは、認知度というところで判断しておりますのが、最初から2つの選択肢の「相談等で利用したことがある」「どのような時に利用できるか知っている」という部分を答えられた方が25.3%でございます。あと「場所または連絡先を知っている」「名前は聞いたことがあるが、場所や連絡先は知らない」というところは、委員長がおっしゃいました知名度っていう部分で、こちらとしては捉えておまして、その部分は含めておりません。

認知度に知名度の部分まで含めて足しますと70%となり、その部分をどのように指標に反映するかということになってきます。

委員長 : これは、少なくとも頭打ちの状態です。向上させるように目標は立てているけれど、変わっていない。やっぱり頭打ちですので、広報が大事だと言いつつ、委員が言われるように、もっと力を入れて広報をしていく必要はあると思います。しかも利用につながる広報で。果たして利用につながる知名度や認知度はどの辺かというところを1つ目標に掲げて、それを知らしめるためには、やっぱりインパクトがある工夫された広報が必要だと思います。ただし、数字がどうのこうのというだけではなく、はっきり現場の分析はしないといけないわけですから、その辺の広報の仕方をもっと考えていただくことが必要だと思います。

もっと前の段階で言うことで、この場で言うのは少しおこがましいですが、これから先に続く非常に大事なことです。地域包括支援センター運営協議会などの場を使って、委員の皆様からいいアイデアが出ればと考えると、6月か7月にある運営協議会で問いかけようかなと思っておりました。委員A、この件はこの辺で抑えていただいてよろしいでしょうか。

委員A : 委員長のまとめのとおりで私はいいと思うが、そうするならば、認知度という表現そのものが指標として挙げていくのがふさわしいのか。基本、委員長がおっしゃったように、利用につながる広報、つまり、知ってれば何らかの相談を誰かにして繋がっていく。別に、その人自身が直接包括に繋がらなくても、間に誰かが入って繋がったらいい。それが目標の第1段階と考えると、こういう表現の仕方でも、低いなというような印象を与えてしまう、あるいは、他の項目と同じように機械的にプラス5ポイントしましたという進め方でいいのかと思う。過去との比較もあるのでこうしてあるのかも分からないが、実際にはまず知るとのことだと思うので、そうすると民生委員に相談しようとか、区長さんに相談しようとか、あるいは社協に一回電話してみようかから、包括に繋がって、この間も私の町内であったが、施設利用したいというところで繋がる。そういう方向でまとめられないかと思っていて、40ページあたりを読んでいても似たようなことは書いてあるので、その辺の(説明の)丁寧さがあつたらあまり質問しなかったと思う。

委員長 : 高齢者に関係する人はみんなそう思って進めているはずなんです。事あるごとにやっている草の根的な広報だと思います。ずっとこれから仕掛けていかなければいけない内容だと思います。それで、計画は3年ごとの更新になりますが、その他に地域包括支援センター運営協議会がありますので、その場で是非とも問いかけさせていただきますので、委員の皆様方には、利用に繋がるようなアイデアとそういう工夫があれば是非とも教えていただければと思います。●●委員、そのようなことで、この場は抑えていただくということによ

ろしいでしょうか。

委員B : 生きがいつくりの推進の中で、現在、園部のこむぎ山健康学園、八木の老人福祉センター、そして美山の高齢者コミュニティセンターはかなり利用されていますが、以前から日吉町の生涯学習センターも市民ホールもあるのに、日吉町の方ではこのようなセンター的な場所を活用されないのか。

事務局 : 役所的なまとめになってしまいますが、南丹市が合併した時に高齢者福祉センターとして受け継いだ施設が、園部・八木・美山にありまして、日吉は多分、胡麻のセンターであったりとか、と一くほ一であるであったりとか、そういう施設は様々あったかと思うのですが、高齢者福祉センターとしての位置付けでは、引き継いでいないということになってますので、こちらに載せていないこととなります。ただ、日吉の集会施設としては、日々高齢の方であったりいろいろなサークルで利用されてることはお伺いしております。また、そちらとも連携をしながらというのは思っておりますが、こちらは、役所的な割り振りになっております。

委員B : 高齢者福祉センターとしての、位置付け、条件的なものは何かありますか。

事務局 : 条件というものは特にはなく、設置目的として高齢者福祉センターとして位置づけているか、もしくは社会教育施設です。「遊y o uひよし」など、広く一般で使える施設として位置づけているのか、あとは公民館、昔でいう町公民館とか中央公民館として位置づけているのか、その位置づけの違いになります。恐らく建設をした時に、こういう目的で建てますという感じで建てておられると思いますので、それがこの3施設ということで、今現在、南丹市ではなっております。

委員B : 実質、市民に活用されているのであればいいのですが、この文面から見ますと、そういう（日吉だけが高齢者施設がない）感じを受ける面もあるので。そういう意見は市民の方からはありませんか。

事務局 : 直接、各施設の成り立ちであったりの意見は、あまり聞いたことはないです。各町によってここをよく使っているということを知ることがありますが、その施設がどうこうというのは、こちらの方ではあまり伺ったことはないです。

4. その他

委員長 : それでは、その他に入ります。事務局よりお願いします。

橋本課長 : 本日、皆様からいただきましたご意見を反映した計画の修正案については、本日で委員会を終了ということで、廣野委員長と吉田副委員長に修正した箇所の確認をしていただき、進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

委員 : 異議なし（※一同同意）

委員長 : 他にご意見無いようですので、これで終了させていただき、進行を事務局へお返しします。

5. 閉会:

橋本課長 : 廣野委員長ありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。閉会にあたりまして、吉田副委員長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いたします。

副委員長 : 本日は皆様お忙しい中、策定委員会にご出席いただきまして大変ありがとうございました。本日、いよいよ第9期の介護保険事業計画を取りまとめることができました。委員の皆様

には大変お世話になりました。ありがとうございました。今後、この計画に沿って高齢者の事業が進められることとなります。南丹市の高齢者にとって良かったと言ってもらえる計画であってほしいと思います。今後、南丹市政の積極的な推進をお願いしまして閉会のあいさつとさせていただきます。

橋本課長：委員の皆様には、今年度は、計画策定の年ということで、昨年7月から今回まで、4回の委員会をお世話になりました。第9期介護保険料につきましては、今後議会での審議を受けることとなりますが、本日、計画原案をご確認をいただきまして、委員長、副委員長に最終確認をいただいた後に計画が策定できますこと、本当に、嬉しく思います。次回以降も策定しました計画の進捗管理を含め、委員の皆様には大変お世話になりますが、引き続きどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

以上